平成２６年（フ）第７０２号
北海道北広島市北進町２丁目１番地　３－204、開始決定時の住所北海道北広島市東共栄１丁目24番地６
破産者　富樫　芳信
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２０号
札幌市白石区南郷通17丁目南７番13号ヒュース南郷201号
破産者　矢野　深雪
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
宮城県登米市迫町北方字二分屋敷79番地１サニーハウスＤ号棟
破産者　門田　吉郎
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第５６５号
名古屋市中村区熊野町１丁目１番地　レジデンス輝鳴304号
破産者　馬場　基則
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７１号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅822号、住民票上の住所名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅816号
破産者　野中　英子（旧姓高野）
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３０号
大阪府河内長野市木戸２丁目18番５－115号
破産者　安西　　翼
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
福岡県古賀市薦野619番地、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番１号
破産者　長部加寿男
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
松江市西津田３丁目１番52－302号　西津田マンション
破産者　冨田　　洋
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７７号
熊本市中央区九品寺５丁目15－15　ヤマヨネビル204号、住民票上の住所熊本市中央区水前寺１丁目32番10－507号　アーバンパレス水前寺駅前507
破産者　高崎　雄二
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３２号
熊本県宇土市椿原町964番地５
破産者　中村　道隆
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
北海道室蘭市白鳥台５丁目３番28号、前住所北海道室蘭市白鳥台１丁目37番１号　白鳥寮
破産者　米沢　　仁
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
開始決定時の住所北海道旭川市台場２条２丁目４番１号
破産者　杉野　欣二
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
開始決定時の住所北海道旭川市台場２条２丁目４番１号
破産者　杉野　　操
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目130番地
破産者　中村　明美
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９４号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目３番３－203号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市秋谷5260番地19
破産者　松田　卓也
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６９号
神奈川県平塚市徳延153番地の５
破産者　前辻　昭博
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部